



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ラオックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 本多 利範  
(コード番号 8202 東証第2部)  
問合せ先 執行役員 広報 IR 室長 山下 巖  
(TEL 03-5297-3841)

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、下記の通り平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 定款一部変更の目的及び趣旨

- (1) 本店の移転にともない、(本店所在地)を変更するためであります。(第3条)
- (2) 株主の皆様への情報開示の合理化を図るため、当社の(公告方法)を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の措置を定めるためであります。(第5条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、下記 からの必要な規定の加除・変更を行うとともに、章・条文の構成や順序、表現の見直しを行うものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会(第 4 条機関)をおくことを定めるものであります

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を明記する規定を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、第 9 条(単元未満株式についての権利)および第 10 条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。

当社株式の取扱いに関する規定(第 11 条株式取扱規定)を設けるものであります。

株主総会の招集に際し、株主の皆様の実便性を高めるために、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することを可能とするものであります。(第 17 条株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

取締役会及び監査役会を迅速に開催できるように、招集の手続きを省略できる旨を定めるものであります。(第 25 条取締役会の招集、第 35 条監査役会の招集)

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるように、第 27 条(取締役会の決議事項および決議の省略)第 2 項を変更するものであります。

剰余金の配当等の決定を機動的に行うため、第 40 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で引用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (4) 上記条変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は、変更または追加部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、2億7,000万株とする。<u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、2億7,000万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式数</u>は、1,000株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規程に定め るところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>株券の種類</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類は、取締役会で 定める株式取扱規程による。</p> <p>(<u>名義書換、その他</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株式の名義書換、実質株主名簿への 記載、<u>単元未満株式の買取り、その他株式</u> <u>に関する取扱いは、取締役会で定める株式</u> <u>取扱規程による。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>1単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元</u> <u>未満株式に係る株券を発行しない。ただし、</u> <u>株式取扱規程に定めるところについてはこの</u> <u>限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する<u>単元未満株式について、次</u> <u>に掲げる権利以外の権利を行使することが</u> <u>できない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をす</u> <u>る権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て</u> <u>および募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めると</u> <u>ころにより、その有する単元未満株式の</u> <u>数と併せて単元株式数となる数の株式を</u> <u>売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料 は、<u>法令または本定款のほか、取締役会</u> <u>において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使するべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議にもとづき、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会 (招集および運営)</p> <p><u>第12条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p><u>第13条</u> (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p><u>第14条</u> (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集および運営)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う<u>ものとする。</u></p> <p><u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議によるものとする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印して当会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第18条</u> 当会社の取締役は16名以内とする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p><u>第19条</u> 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によるものとする。</u></p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、各1名取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役、各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第23条</u> 取締役は取締役会を構成し、法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第21条</u> (現行どおり)</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役は、<u>その決議によって</u>、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、各1名取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役、各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長) 第24条 (条文省略)</p> <p>(決議事項および方法) 第25条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な事項を決定する。 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行うものとする。</u></p> <p>(取締役会規則) 第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬) 第27条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(議事録) 第28条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して当社に保存する。</u></p> <p>(取締役の責任軽減等) 第29条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当社は、<u>商法第266号第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第30条 (条文省略)</p>	<p>(議長) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議事項および決議の省略) 第27条 (現行どおり)</p> <p><u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)  <b>第31条</b> (条文省略)  <u>監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によるものとする。</u></p> <p>(常勤監査役)  <b>第32条</b> <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の任期)  <b>第33条</b> <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(監査役会の招集)  <b>第34条</b> (省略)  監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <b>第35条</b> <u>監査役会の会議は、法令の別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行うものとする。</u></p> <p>(監査役会規則)  <b>第36条</b> (条文省略)</p> <p>(報酬)  <b>第37条</b> <u>監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(議事録)  <b>第38条</b> <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して当会社に保存する。</u></p>	<p>(選任方法)  <b>第32条</b> (現行どおり)  <u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤監査役)  <b>第33条</b> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の任期)  <b>第34条</b> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(監査役会の招集)  <b>第35条</b> (省略)  監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規則)  <b>第36条</b> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)  <b>第37条</b> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任軽減)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって監査役（監査役であった者を含む。）の責任や法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算 (営業年度)</p> <p><u>第40条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第41条</u> <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(転換社債から転換した株式に対する配当金)</p> <p><u>第42条</u> <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の配当金の計算については転換請求のなされた日の属する事業年度の初めにおいて転換があったものとみなす。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> <u>利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算 (事業年度)</p> <p><u>第39条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第40条</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>

### 3. 日程

平成 18 年 4 月 28 日 取締役会において、定款一部変更に関する内容決議及び定時株主総会における  
付議決議、並びに東京証券取引所において情報開示

平成 18 年 6 月 27 日 定時株主総会において決議予定。

以上